

(公 印 省 略)

高齢福 2264 号  
平成21年12月17日

各市町村高齢者福祉・介護保険担当課長  
各 保 健 所 長  
各 保 健 部 長  
各 地 域 福 祉 室 長

} 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）  
サーベイランスの協力について（通知）

標記のことについて、県所管の居宅サービス事業所及び介護保険施設等に対し、別添写しのとおり通知しました。

市町村におかれては、所管の地域密着サービス事業所等に対し、同様の趣旨でお知らせ願います。

【担 当】

長寿・介護予防班 一丸

TEL 097-506-2688

fax 097-506-1737



高齢福第 2264 号  
平成21年12月17日

各居宅サービス事業所管理者  
各介護保険施設管理者 殿  
各老人福祉施設等施設長

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）  
サーベイランスの協力について（通知）

標記のことについては、平成21年10月8日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名。以下「10月8日事務連絡」という。）において協力をお願いしていたところですが、今般、今後のサーベイランス体制については、平成21年12月14日付け事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制等について（二訂版）」（厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局。以下「12月14日本部事務連絡」という。）（別添）のとおりとされ、クラスター（集団発生）サーベイランスについては、12月14日から運用されることとなりましたので、通知します。

今回の大きな変更点は、都道府県等から厚生労働省への報告対象施設から保育所を除くとしたものであり、施設長等からの保健所への連絡については従前と同じく、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上がインフルエンザと診断された場合となっていますので、引き続きご協力をお願いします。

また、発症者の人数を問わず、公衆衛生対策上必要な相談は、適宜、保健所に行うよう併せてお願いします。

なお、「10月8日事務連絡」については、廃止となっています。

記

1 関連事務連絡について

「12月14日本部事務連絡」等については県庁ホームページ「新型インフルエンザ関連通知（老人福祉施設・介護保険事業所等）」からダウンロード願います。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/koureisyafukushi-influenza.html>

【担 当】

長寿・介護予防班 一丸  
TEL 097-506-2688  
fax 097-506-1737